

To the Point

カリフォルニア州気候関連開示法に関する規則案と訴訟の最新情報

カリフォルニア州は、気候関連開示を広範に義務付ける米国で唯一の州である。

重要ポイント

- CARBは、カリフォルニア州大気資源局(CARB)は、カリフォルニア州の気候企業データ説明責任法(SB-253)に基づくスコープ1およびスコープ2排出量報告の初回期限を2026年8月10日まで延期し、初年度の報告については限定的保証を要求しないと説明しました。
- CARBはまた、SB-253およびカリフォルニア州の気候関連財務リスク法(SB-261)の規則で使用される予定の定義の一部を明確化しました。SB-261は、対象企業に対し、気候関連財務リスクおよびそれらのリスクを低減し適応するために採用した措置に関する開示を義務付けています。
- さらに、米国第9巡回区控訴裁判所は、控訴審の係属中にSB-261の施行を停止する仮差止命令を発令しました。

概要

CARBは、2025年11月18日のワークショップで、SB-253に基づき義務付けられているスコープ1およびスコープ2の温室効果ガス(GHG)排出量報告の初回期限を2026年8月10日まで延期し、初年度の報告については限定的保証を要求しないと説明しました。

一方、米国第9巡回区控訴裁判所は、気候関連財務リスク、およびそれらのリスクを低減し適応するために採用した措置に関する開示を義務付けるSB-261の施行を停止しました。この仮差止命令はSB-253には適用されません。

CARBは、ワークショップで、対象企業の定義や対象企業となる売上高のしきい値を明確化し、カリフォルニア州の気候関連開示報告要件に関するFAQ¹を更新しました。

CARBおよび州議会(立法府)は、規則案の延期にもかかわらず、2026年に対象企業による一定の報告が行われると見込んでいます。ただし、仮差止命令によりSB-261に関する報告は停止しています。カリフォルニア州は、気候関連開示を広範に義務付ける米国で唯一の州です。

主な考慮事項

対象企業の定義

SB-253およびSB-261は、カリフォルニア州で事業を営み、それぞれ年間売上高が10億米ドル超および5億米ドル超の上場企業と非上場企業に適用されます。米国内国歳入法で定義される非課税法人(例:非営利法人、慈善団体)や、米国の州規制を受ける保険会社は、これらの法律の適用除外となる見込みです。企業は、報告対象となるかどうかを判断するために、法律で定義される主要な用語を理解する必要があります。

売上高(*Revenue*)

売上高のしきい値は、企業の総売上高に適用され、カリフォルニア州での売上高に限定されません。CARBは11月のワークショップで、企業が法律の適用範囲に含まれるかどうかを判断する際、直近2会計年度の売上高のうち少ない方を用いると説明しました。また、規則案における売上高の定義は、カリフォルニア州歳入税法における「総収入(Gross receipts)」の定義と整合する予定です。

カリフォルニア州で事業を営む(*Doing Business in California*)

CARBは、両法律における「カリフォルニア州で事業を営む」の定義について、企業がカリフォルニア州で金銭的利益を目的とした取引を行い、かつ次のいずれかに該当する場合と説明しました:

- (1) カリフォルニア州で設立または商業上の本拠を置いている、または
- (2) カリフォルニア州での売上が特定の金額(例:2024年は735,019米ドル)を超える場合。この金額は毎年調整されます。

この提案された定義は、カリフォルニア州歳入税法における「事業を営む」の定義と概ね一致しますが、資産保有や給与に関する税法の条項は除外されます。CARBは、カリフォルニア州での唯一の事業活動がテレワーク従業員の存在である企業は、提案された定義における適用範囲に含まれないと述べました。

弊法人の見解

提案された規則における用語は、売上高や「カリフォルニア州で事業を営む」ことに関するものを含め、カリフォルニア州歳入税法の用語と概ね類似していると見込まれます。企業は、対象企業であるか評価を行う際、自社の税務申告を参照することを検討すべきです。

子会社

これらの法律は、米国法人である企業に適用され、米国外親会社の米国子会社も含まれます。規則案では、ある企業が別の企業によって直接的な企業関係により所有または支配されている場合、その企業は子会社とみなされるとしています(カリフォルニア州規則集に定義あり)。

親会社(米国外親会社を含む)の報告に含まれる子会社は、SB-253またはSB-261に基づく個別報告を提出する必要はありません。この親会社レベルでの連結報告オプションは、同一親会社傘下の複数の企業に対する報告負担を軽減することを目的としています。

報告に関する明確化

SB-253報告

SB-253は、対象企業に対し、GHGプロトコルに従ってスコープ1、スコープ2およびスコープ3の排出量を毎年開示し、それらの開示について保証を取得することを要求しています。これらの要求事項は段階的に導入され、今後の規則制定に従います。CARBは、初年度の報告において、これらの排出量開示に関する限定的保証を要求しないと説明しました。

CARBは、SB-253報告の初回期限を2026年6月30日から2026年8月10日に延期する提案を行う予定です。初回以降の報告期限は、より早くなる可能性があります(例: 6月30日)。提案されている初回報告期限は、企業の会計年度末にかかわらず、すべての企業に適用されます。CARBは、企業が会計年度末から少なくとも6か月間、必要な排出量データを集計し報告書を提出する期間を設けると説明しました。すなわち、2026年1月1日から2026年2月1日の間に会計年度が終了する企業は、2026年に終了する会計年度のデータを報告します。2026年2月2日から2026年12月31日の間に会計年度が終了する企業は、2025年に終了する会計年度のデータを報告します。

CARBは、2025年10月10日に、SB-253の対象企業が初年度(2026年)にスコープ1およびスコープ2排出量データを提出するためのガイダンスを含むテンプレート草案およびメモを公表しました。このテンプレートは2026年には任意であり、必要な情報の提出を支援するために設計されています。CARBは、草案に対して受け取ったフィードバックを検討し、更新版テンプレートを発行する可能性があります。

SB-261報告

SB-261は、対象企業に対し、2026年1月1日までに自社ウェブサイトに報告書を掲載することを要求しています。この報告書には、

- (1) 気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の推奨事項、または同等の報告基準(例: IFRS S2号「気候関連開示」)に従った開示、および
 - (2) 識別された気候関連リスクを低減し適応するために採用した措置に関する情報
- を含める必要があります。CARBは、2025年12月1日に公開記録簿(Public docket)を開設し、企業が公表した気候関連財務リスク報告書へのリンクを掲載できるようにします。この記録簿は2026年7月1日まで開設されます。

2026年1月1日の報告期限の執行は、米国第9巡回区控訴裁判所が2025年11月18日に認めた仮差止命令により停止されています。

CARBは、2025年11月17日に、SB-261に基づく報告に使用するための更新版開示チェックリストを公表しました。CARBは、各報告書において使用した報告フレームワークを明記し、そのフレームワークで推奨される開示項目のうち、含めたものと省略したものを一覧化することを求めています。企業は、推奨開示項目を含めなかった理由を記載し、将来報告に含める計画がある場合はそれを示す必要があります。CARBは、気候関連リスク評価プロセスの初期段階にある企業について、重要性があるリスクが識別されていない場合でも、これらのリスクが企業にどのように関連しているか、または関連する可能性があるかを開示することができると述べました。

誠実な努力(Good faith efforts)

CARBは、2024年12月5日の執行通知で示したとおり、企業が法律の要求事項を順守するために誠実な努力を行った場合、初回報告サイクルにおいて執行裁量行使することを改めて表明しました。

CARBは、執行通知の日付時点でデータを収集していない、または収集を計画していない企業は、2026年にスコープ1およびスコープ2の排出量データを提出する必要ないと述べました。これらの企業は、報告書を提出しなかったこと、および執行通知の時点でデータを収集または収集を計画していないことを記載した書簡を、自社のレターへッドでCARBに提出する必要があります。

CARBは、SB-253報告の初回期限を2026年8月10日に延期する提案を行う予定である。

実施手数料(Implementation fees)

両法律は、対象企業(親会社の報告に含まれる対象子会社を含む)に対し、CARBへ年次定額手数料を支払うことを要求しています。この手数料は、各企業の売上高やGHG排出量ではなく、年間プログラムの総コストおよびSB-253とSB-261に基づき報告を義務付けられる企業の数に基づいて算定されます。両法律の対象となる企業は、両方の手数料を支払う必要があります。CARBは、2026年9月10日までに手数料の請求書を発行する予定です。

規則案制定の修正タイムライン

SB-253およびSB-261に関する規則制定案の通知および規則案は、2026年第1四半期に意見募集用として公表される予定です。CARBは、45日間の意見募集期間後に受領したフィードバックを検討し、最終規則を発行します。CARBは、今後の規則制定において、データ保証の要求事項、追加の執行規定、定期的な報告期限、報告テンプレートを取り扱う予定です。

次のステップ

- ▶ 企業は、気候関連開示法に関する動向を注視し、規則案が公表された際にはフィードバックの提出を検討すべきです。
- ▶ 企業は、CARB の直近のワークショップで公表された情報(更新された FAQ を含む)を参照し、カリフォルニア州の気候関連開示法への対応準備を継続すべきです。
- ▶ 企業は、これらの法律に関連する進行中の訴訟(米国第 9 巡回区控訴裁判所で審理中の控訴を含む)を引き続き注視すべきです。

脚注:

¹ 参考 [FAQs Regarding California Climate Disclosure Requirements](#).

² 参考 [the California Revenue and Taxation Code Section 25120\(f\)\(2\)](#).

³ 参考 [Title 17, California Code of Regulations, Section 95833](#).

⁴ 参考 [Posted for Public Comment: Draft Reporting Template for Scope 1 and Scope 2 Greenhouse Gas Emissions Pursuant to Health and Safety Code § 38532](#).

⁵ 参考 [Climate Related Financial Risk Disclosures: Checklist \(S B - 2 6 1 の 最 小 報 告 要 件 \)](#)